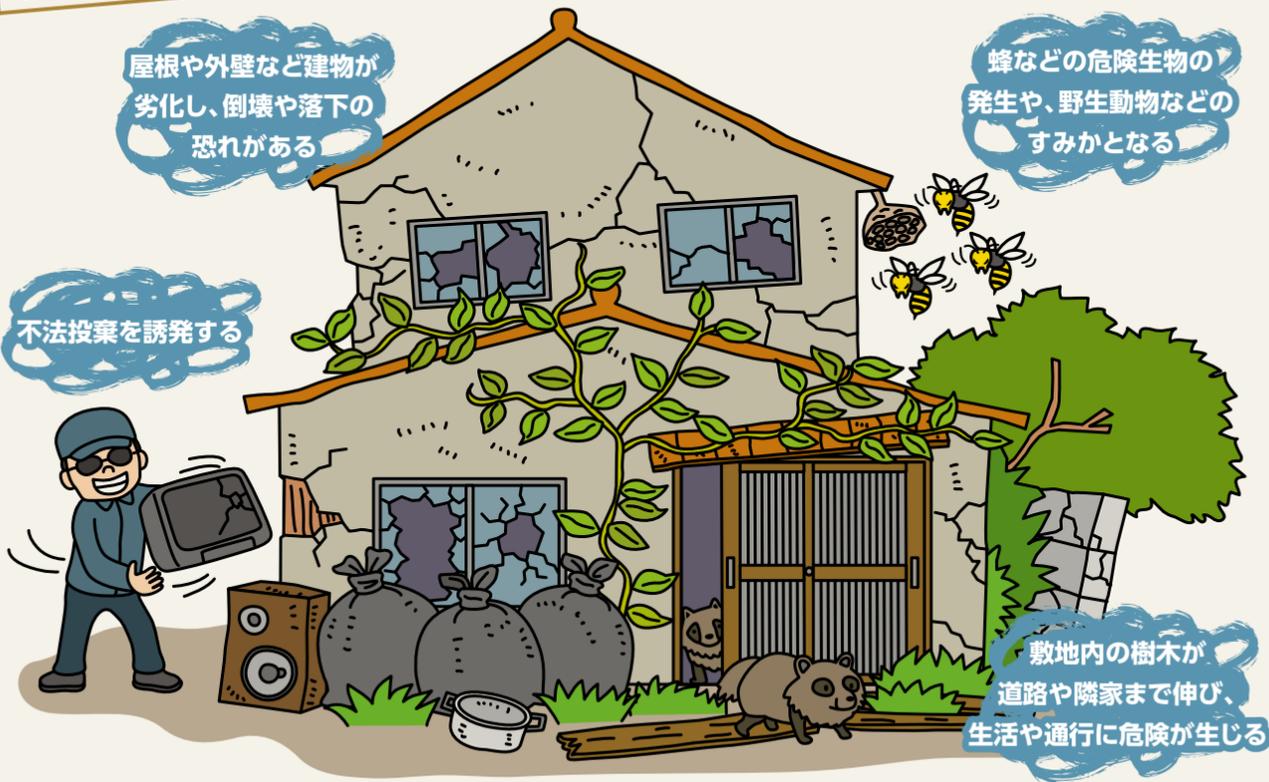


気になる 空家 大丈夫? 空家の管理・利活用等をお願いします

誰も住んでおらず、適切な管理もされていない空家が増えています。管理の行き届かない状態で放置すると、隣家や通行人に被害が及び、損害賠償責任を負うこともあります。そうなる前に、空家の適正な管理や売却・利活用など、早めの検討をしましょう。

問▷管理不全の空家に関すること＝生活安全課生活安全係・内線2547
▷その他空家の利活用等に関すること＝住宅課住宅相談係・内線2562

たとえば 実家が空家になっていて、管理できていないと…



2/1 セミナー&相談会

実家が空家になっていませんか? 手遅れにしない相続と空家対策

空家所有者、相続予定者向けのセミナーです。空家問題の実態から売却、賃貸、解体などの利活用について、専門家が実例を交えて分かりやすく紹介します。個別相談会も同時開催します。東京都行政書士会と共催。直接会場へ。

時 2月1日(土)午後1時30分～4時
場 市役所1階101会議室(定)▷セミナー=80人▷個別相談会=15組(いずれも先着順)

問 東京都行政書士会 ☎03(3477)2881、市生活安全課・内線2546

1月20日(月)まで、第4次長期総合計画後期基本計画素案等へのご意見を募集しています。くわしくは市ホームページをご覧ください。問 企画政策課・内線2692

手話通訳者養成講座

■手話通訳者養成講座

- ① 日本手話初級コース
- ② 日本手話専門コース
- ③ 日本語対応手話コース

市の手話通訳者登録試験を考えている方のための養成講座です。いずれも全41回。受講するには選考会(作文と面接)で合格する必要があります。次の要件をすべて満たす方▽市内在住・在勤▽18歳以上の聴者(耳が聞こえる方)▽①手話学習未経験または1年未満②③手話学習3年程度時▽選考会Ⅱ①2月25日(火)午後1時から②2月29日(土)午前10時から③3月14日(土)午後3時から▽講座Ⅱ4月4日(土)に開講式が行われます。くわしくは合否通知とあわせてお知らせします①4月7日から毎週火曜日、午前10時30分から②4月7日から毎週火曜日、午前10時から③4月11日から毎週土曜日、午後1時30分から場総合福祉センター(定)①15人②③若干名(いずれも選考)申①②2月14日(金)③3月6日(金)(いずれも必着)までに、往復はがきにコース名、住所(在勤の方は勤務先名と所在地も)、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、メールアドレス、応募動機、返信用宛先を書いて、障害福祉課障害福祉第一係・内線1520へ

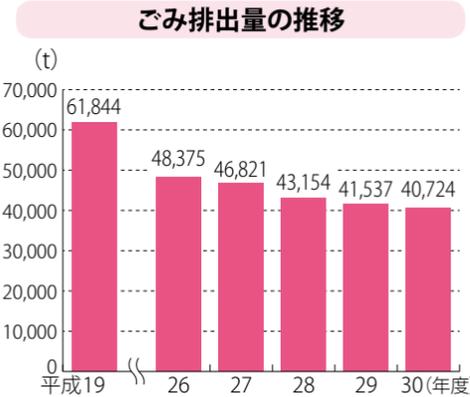
■手話通訳者登録試験

日本手話または日本語対応手話の登録試験を行います。合格後は市に登録し、依頼があったときに、手話通訳者として活動していただきます。試験内容は、

ごみの減量が進みました

市は、「未来へつなごうごみをつくらないライフスタイル」をスローガンに、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでいます。

市民の皆さんと事業者のご協力で、平成30年度のごみ排出量は、4万724トンとなり、前年度と比較して813トン減りました(左グラフ)。



手話の読み取り、聞き取り、手話表現、面接です。20歳以上の聴者(耳が聞こえる方)で市の手話通訳者養成講座修了者か同程度の学習経験のある方時 日本手話コース、日本語対応手話コースとも2月8日(土)午前10時から場総合福祉センター(申)1月31日(金)(必着)までに、往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、メールアドレス、受験コース(登録試験日本語対応コース)または「登録試験日本語対応手話コース」、手話学習の経歴、返信用宛先を書いて、障害福祉課障害福祉第一係・内線1520へ

はがきの回収ボックスを設置します

ご家庭で処分が困っている古いはがきや年賀状をプライバシーを守りながら回収し、リサイクルします。▽設置期間Ⅱ1月21日(火)～2月20日(木)▽設置場所Ⅱ柴崎福祉会館、一番福祉会館、曙福祉会館、幸福社会館

問 ごみ対策課・内線6748

資源とごみの臨時相談窓口

資源とごみに関して、日頃から感じている疑問や相談にお答えします。パネル展示、ごみ減量クイズ、ごみ減量グッズの配布もあります。直接会場へ。

時 1月22日(水)～24日(金)、午前10時～午後4時場子ども未来センター1階102会議室

問 ごみ対策課・内線6748

第2回全市施設検討ワークショップの傍聴者を募集

将来世代に公共施設の機能を引き継ぐため、今後の施設あり方等を検討する会議の傍聴者を募集します。「広報たちかわ」10月10日号でお知らせした日程から変更になりました。

時 1月20日(月)午後7時30分～9時場市役所3階302会議室(定)5人(申込順)

申 1月17日(金)までに、電話、または氏名、連絡先を書いてファクス、Eメールで行政経営課・内線2702 Fax(521)2653 e g-keiei@city.tachikawa.lg.jp